

社会福祉法改正案可決 衆院厚労委 10 項目を附帯決議 営利法人の役割も議論に (2015 年 7 月 31 日 シルバー新報)

衆議院厚生労働委員会は 29 日、社会福祉法等の一部を改正する法律案を自民、公明、維新、民主各党の賛成多数で可決した。小規模法人への配慮など 10 項目が附帯決議された。

特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人が内部留保をため込み過ぎている という批判に端を発したのが今回の制度改革。内部留保から、事業継続に必要な資産を控除し、「社会福祉充実残額」がある場合は、「社会福祉充実企画」を作成し、計画的に再投資するなど財務規律を強化するほか、公益法人としてのガバナンスの強化、運営の透明性が主な内容だ。地域への貢献を「責務」として法定化するとともに、充実残額の投下先としても位置づけた。

審議時間は実質 7 時間。大きな争点はなく、むしろ社会福祉法人へのバッシングは誤解だったという共通認識で厚労委の議論は進められたと言える。

民主党の中島克仁議員は「社会福祉法人の現状を把握するデータがあまりに少ない。保育、介護、障害など多岐にわたり、ひとまとめに改革することには無理がある」と質問。

これに対し、塩崎恭久厚労相は「今回の改革は財産の内訳や内容を明らかにし、財産保有や再投下のルールを明らかにするもの」と答弁。国民に対する説明責任を果たすための改革と政府は一貫して答弁してきた。

維新の党の浦野靖仁議員は「今でも保育は、目的を決めて積み立てを行っている。保育のルールを他にも普及するだけでよかった。国は内部留保問題への批判についてはっきり反論すべきだった」と指摘した。さらに、「公益事業が負担になりかねない。余裕がない法人も行わなければならないのか」と質問。

これに対し、鈴木俊彦社会・援護局長は、「余裕のある法人が充実計画をつくる。投下先の優先順位は、法律で決めており、第 1 が社会福祉事業で次が地域公益事業」とし、あくまで本来事業が中心と説明した。

「充実財産」の計算にあたって、職員の処遇を切り詰めることにならないかについては、介護・障害の報酬がマイナス改定になったこともあり、最も懸念が寄せられた点だ。本来は行政がやるべき福祉が後退するのではないかという指摘も複数の議員からあった。

社会福祉法人の本来のあり方が問われる中で、多様な主体の代表である営利法人の福祉事業にも議論が及んだ。

維新の党の足立康史議員は、「同じ保育事業、介護事業を行いながら、一方は非課税、一方は課税なのはおかしい。営利法人も配当制限をした上で、非課税にすべきではないか」と指摘した。

共産党の高橋千鶴子議員は、社会福祉法人の黒字ため込み過ぎはつくられた議論とした上で、「株式会社大手が数百億円の利益を出している例もある」と塩崎厚労大臣の考えを質した。

塩崎厚労相は「営利法人も含めた実態調査をもとに報酬を設定している。効率的な事業運営、規模の経済などが影響しているのではないか」と答弁。ただ、「福祉事業である以上は、利益の最大化は本旨ではないという指摘はその通りである」と見解を示した。法改正をとば口に様々なレベルでの議論が深まりそうだ。

なお、養成校の卒業生が国家試験に不合格だった場合に与えられる「准介護福祉士」については、もともと EPA による来日者への配慮だったことからフィリピン政府と協議し、国家試験義務化の 2022 年までには廃止する方向が答弁で確認された。

附帯決議

- 1 経営組織のガバナンス強化には、新たな負担も懸念される。特に小規模の法人については必要な支援を行う。
- 2 社会福祉充実計画の作成に当たっては、人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性を周知徹底。
- 3 財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討する。
- 4 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにする。
- 5 指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化する。
- 6 介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、人材確保のための必要な措置について

検討を行う。

- 7 退職手当共済制度の公費助成廃止は、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を検討する。
- 8 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン政府と協議を進め、所要の措置を講ずる。
- 9 介護福祉士の養成施設ルート为国家試験義務付けを確実に進める。介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう対策を講じる。
- 10 介護職員の処遇については、均等・均衡待遇を確保するよう努める。